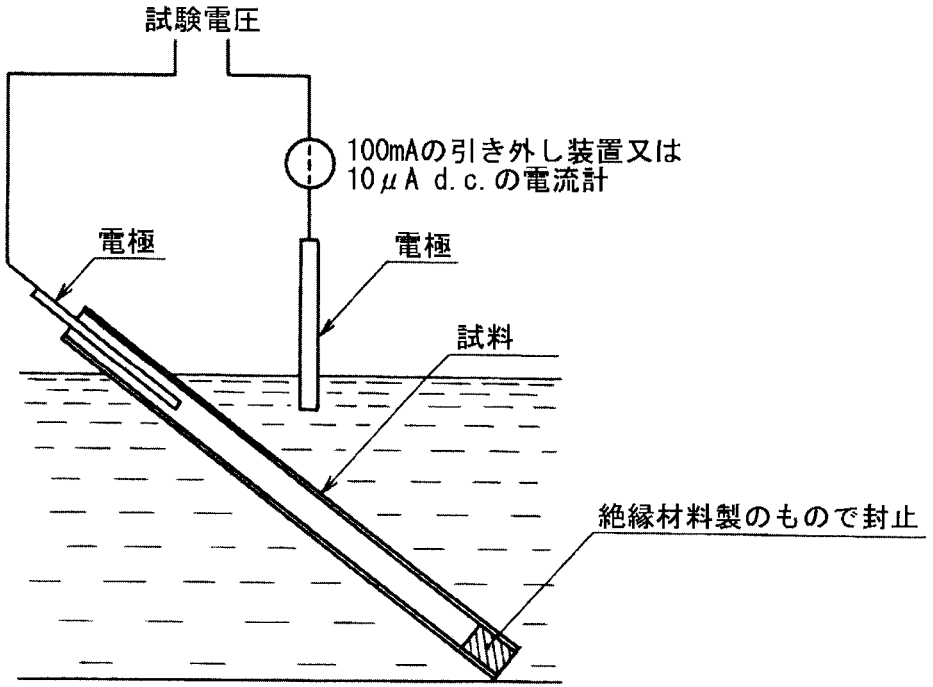
㈡　㈠の状態で24時間±15分間経過した後、両電極間に周波数50又は60Hzのほぼ正弦波形の電流を電圧1,000から2,000Ｖまで徐々に増加させて印加する。電圧が2,000Ｖに達した後、15分間、その電圧を保持する。

なお、試験は以下の条件で行う。

ａ　試験に使用する高電圧変圧器は、出力電圧に該当する試験電圧に調整した後に出力端子を短絡させたとき、出力電流は少なくとも200mAとなるように設計する。出力電流が100mA未満のときは、過電流継電器は作動しないこと。なお、試験中、印加される試験電圧の実効値を±３％以内で測定できるように行う。

ｂ　回路に組み込まれた100mAの漏れ電流検知装置が15分間の試験中に作動しなければ、その試料は十分な絶縁耐力を持つものとみなす。

図１



別表第１１－㈣ニ中「長さ約600㎜の試料をとり、これを鉛直にし、試料の下端より100㎜の部分を、酸化炎の長さが、約100㎜で還元炎の長さが約50㎜のブンゼンバーナーであつて水平面に対し45°傾けたものの還元炎の先端で次の表に掲げる時間燃焼させ、その炎を取り去つたとき、30秒以内に自然に消えること。」を「附表第二十四の試験を行つたとき、これに適合すること。」に改め、同表２㈠イ㈠中「(1976)」を「(2005)」に、「5302（1977）」を「5302（2006）」に、「5301（1977）」を「5301(1990)」に改め、「２種のもの」の下に「若しくはこれらと同等以上のもの」を加え、同表２㈠イ㈡中「(1977)」を「(2005)」に改め、「１種の」を削り、「(1976)」を「(2006)」に改め、「A6063Ｓ－Ｔ５」の下に「若しくはこれらと同等以上のもの」を加え、同表２㈠イ㈢及び㈡中「5302（1977）」を「5302（2006）」に、「５種のもの若しくは」を「５種のもの、」に、「5301（1977）」を「5301（1990）」に改め、「２種のもの」の下に「若しくはこれらと同等以上のもの」を加え、同表２㈡イ㈣中「5302（1977）」を「5302(2006)」に、「５種のもの若しくは」を「５種のもの、」に、「5301（1977）」を「5301（1990）」に、「又は合成樹脂、その他のボックスにあつては鋼、鋳鉄」を「若しくはこれらと同等以上のもの」に改め、同表２㈡ロ㈠中「カバーを止める部分にＪＩＳ　Ｂ　0205（1973）「メートル並目ねじ」に規定するＭ４の黄銅製又はステンレス鋼製のねじを埋め込んであること。」を「ねじ固定手段を持つ部分に、ねじの呼び径3.6㎜を超え5.3㎜以下のねじが取付可能であること。ねじ部は、附表第二十八に規定するねじ部トルク試験に適合すること。また、金属製のねじ（ステンレス製及び黄銅製のねじを除く。）にあつては、附表第二十一に規定する試験に適合すること。」に改め、同表２㈡イ㈡中「ＪＩＳ　Ｂ　0204（1976）「電線管ねじ」」を「ＪＩＳ　Ｃ　8305（1999）「鋼製電線管」附属書」に改め、同表２㈡イ㈢ｂ中「ＪＩＳ　Ｂ　0205（1973）「メートル並目ねじ」」を「ＪＩＳ　Ｂ　0205－１（2001）「一般用メートルねじ－第１部：基準山形」及びＪＩＳ　Ｂ　0205－２（2001）「一般用メートルねじ－第２部：全体系」又はＪＩＳ　Ｂ　0205－３（2001）「一般用メートルねじ－第３部：ねじ部品用に選択したサイズ」及びＪＩＳ　Ｂ　0205－４（2001）「一般用メートルねじ－第４部：基準寸法」」に改め、同表２㈡ホ㈠中の表を次のように改める。

適用電線管の公称内径（㎜）	引張荷重（Ｎ）
15	1,030
19	1,471
25	2,206
31	2,775
39	3,119
51	4,050
63	4,452
75	4,452

別表第１１－２㈢イ㈠及びロ中「ＪＩＳ　Ｂ　0204（1976）「電線管ねじ」」を「ＪＩＳ　Ｃ　8305(1999)「鋼製電線管」附属書」に改め、同表２㈢イ㈡中「ＪＩＳ　Ｂ　0205（1973）「メートル並目ねじ」」を「ＪＩＳ　Ｂ　0205－１（2001）「一般用メートルねじ－第１部：基準山形」及びＪＩＳ　Ｂ　0205－２（2001）「一般用メートルねじ－第２部：全体系」又はＪＩＳ　Ｂ　0205－３（2001）「一般用メートルねじ－第３部：ねじ部品用に選択したサイズ」及びＪＩＳ　Ｂ　0205－４（2001）「一般用メートルねじ－第４部：基準寸法」」に改め、同表２㈣イ㈠、２㈤イ㈠及び２㈥イロ中「ＪＩＳ　Ｂ　0204（1976）「電線管ねじ」」を「ＪＩＳ　Ｃ　8305（1999）「鋼製電線管」附属書」に改め、同表２㈥イ㈡ａ中「ＪＩＳ　Ｂ　0205（1973）「メートル並目ねじ」」を「ＪＩＳ　Ｂ　0205－１（2001）「一般用メートルねじ－第１部：基準山形」及びＪＩＳ　Ｂ　0205－２（2001）「一般用メートルねじ－第２部：全体系」又はＪＩＳ　Ｂ　0205－３(2001)「一般用メートルねじ－第３部：ねじ部品用に選択したサイズ」及びＪＩＳ　Ｂ　0205－４（2001）「一般用メートルねじ－第４部：基準寸法」」に改め、同表２㈦イ㈠中「ＪＩＳ　Ｂ　0204（1976）「電線管ねじ」」を「ＪＩＳ　Ｃ　8305（1999）「鋼製電線管」附属書」に改め、同表２㈦イ㈡中「ＪＩＳ　Ｂ　0205（1973）「メートル並目ねじ」」を「ＪＩＳ　Ｂ　0205－１（2001）「一般用メートルねじ－第１部：基準山形」及びＪＩＳ　Ｂ　0205－２（2001）「一般用メートルねじ－第２部：全体系」又はＪＩＳ　Ｂ　0205－３（2001）「一般用メートルねじ－第３部：ねじ部品用に選択したサイズ」及びＪＩＳ　Ｂ　0205－４（2001）「一般用メートルねじ－第４部：基準寸法」」に改め、同表２㈦イ㈠及びロ中「ＪＩＳ　Ｂ　0204（1976）「電線管ねじ」」を「ＪＩＳ　Ｃ　8305（1999）「鋼製電線管」附属書」に改め、同表２㈩ハ中「有するものにあつては、」の下に「設計上の方法により、」を加え、「カップリングを接続し、５℃以上30℃以下の空気中において、毎分50㎜以上200㎜